令和８年（フ）第４０６号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２－202号　市営住宅
債務者　白須真理紗（旧姓中川）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
川崎市川崎区浜町１丁目３番２号　旭荘203
債務者　荒木　　昇
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８７号
川崎市川崎区観音２丁目４番11号　石川荘２Ｆ　202
債務者　中村　アヤ
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３１号
川崎市中原区苅宿40番20号
債務者　山崎　秀貴（旧姓後藤）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１２２９号
福岡県糸島市志摩小金丸3358番地２
債務者　大穂　澄子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６０号
福岡市城南区茶山４丁目11番40号　サンフラワー茶山Ⅰ　203号
債務者　森　　仁美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３１１号
福岡市東区馬出６丁目22番11－101号　ＣａｓａＪＲ箱崎Ａ棟
債務者　荒井　英敏
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３６５号
福岡市早良区星の原団地14番401号
債務者　江口　　咲
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９４号
福岡県大野城市山田３丁目３番36号
債務者　成吉　順子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０１号
福岡市南区高木２丁目23番５－301号　サン・アベニュー高木
債務者　川邉　　都
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３５号
福岡市東区和白東４丁目24番27号
債務者　宮本　鮎美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４２号
福岡市西区愛宕１丁目３番22号　ロリアン105号
債務者　高田　　弘
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４４８号
福岡市西区姪の浜５丁目21番31－２号　シャルマン姪浜103号
債務者　高木貴美子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６９号
福岡市早良区小田部３丁目16番16号　ウィンズⅡ　202号
債務者　奥山　理菜（旧姓有働・塩川）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０２号
福岡県大野城市山田３丁目10番２号　サンリバーⅡ106号
債務者　井上　裕行
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０３号
福岡市西区今宿青木29番地３　ネオパレス今宿　501号
債務者　春日野くる美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０７号
福岡市中央区薬院１丁目16番８－211号　エクセレンシア天神
債務者　森光　幸恵
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０８号
福岡市城南区西片江１丁目19番41－101号　ボヌール西片江
債務者　集治　智史
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部